

相続二重資格者と 相続人数

子が母の妹の養子になったものの、母もその妹も祖父より先死した場合、祖父の相続では、養子になった子が母の代襲相続人としての相続資格の他、養母の代襲相続人としての相続資格も持ちます。

相続税の総額の計算では、法定相続分と代襲相続分の両方がある場合はこれを合算することにしています。

また、相続税法では、相続人数も税額計算に影響します。相続人の数という場合、相続資格者の数、相続人実数、のどちらなのでしょうが、相続税法では、民法第5編第2章規定の相続人の数としかしていません。

法定相続人の数とは相続資格者の数のことと解して

相続申告したところ、税務署がこれを実数と解して申告の訂正を勧奨してきたので、訂正申告をした上で、更正の請求をし、更正なしの通知処分、異議申立を経て審査請求事例になったものがあります。冒頭に掲げた事例です。

納税者の主張は、資格重複する相続人の場合、各資格に係る法定相続分を合算して相続税の計算をするのであるから、その者に帰属する相続人としての資格の数を基礎に遺産に係る基礎控除額を計算するのが適格的であって、生存相続人や実在相続人に限るなどと解釈する余地はない、というものでした。

審判所は、民法第5編第2章の各章は、相続人とな

り得る者の範囲及び要件を規定したものであり、代襲者の資格を有することになれば相続人の1人になれるという結論を導くためのものであり、資格重複する相続人がいたとしても、相続人の実数が増加するわけではないので、請求人の主張は採用することができない、としました。

先の「養子縁組と法定相続人」では、この納税者の主張と同じく、五重身分は法定相続人数も5人としましたが、審判事例での判断が正しいと思いますので、五重身分でも法定相続人数は1人と訂正いたします。

なお、通達としては、養子の数の制限に関する条項において、代襲相続養子は実子扱いになることを確認しつつ、その中で、代襲相続養子で且つ直養子の場合に触れて、相続人数は実子1人としているものがあります。

2月、如月。西行の歌に「願はくば花の下にて春死なむそのきさらぎの望月のころ」がありますが、これは、陰暦と陽暦の違いで、陰暦では季節は春に向かっています。陽暦では一年で最も寒い季節です。寒い中、1日から贈与税、18日から所得税の確定申告。いずれも3月15日までです。「郊外に酒屋の蔵や冬木だち 召波」
4日立春。18日雨水。



仕事が目白押しをみると、それだけで仕事が本当に面白くなるから妙だ。疲れをあまり感じなくなるし、緊張も解け、心配もやわらぐ。
(アメリカの実業家 デール・カーネギー)

2月の税務メモ

(国税)

- 贈与税の申告(2月1日より3月15日まで)
- 1月分源泉所得税の納付(特例適用者を除く)
- 所得税の確定申告、損失申告(2月18日より3月15日まで)
- 12月決算法人の確定申告
- 6月決算法人の中間(予定)申告

12日

18日より

28日

〃
(地方条例による)

(地方税)

- 1月分個人住民税特別徴収分の納付
- 12月決算法人の確定申告
- 6月決算法人の中間(予定)申告
- 固定資産税、都市計画税の納付

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。